

徳之島チャレンジ人材育成事業運営業務 仕様書

1. 目 的

2050 年までに人口が半減することが予想される徳之島は若年層を含め、変化の求められる時代に柔軟に対応できる人材の育成が急務となっている。新規事業創出や既存事業改革を支援することにより挑戦の機運を高めると共に、地域を牽引する次世代のリーダーの育成につながると考え、セミナーの開催や伴走支援、補助金を通し新規事業の創出及び既存事業の改革を支援することで挑戦が生まれる地域づくりを目指すことを目的とするものです。

2. 事業実施期間

契約日から令和8年3月10日（火）

3. 事業内容

徳之島チャレンジ人材育成事業運営業務として、次の業務を行う。

(1) セミナー開催

- ・本町の地域事情等を踏まえ講師を招きセミナーを開催すること。（5回程度）
- ・各回ごとにテーマを設け、参加者のスキルアップに注力すること。

(2) 伴走支援

- ・セミナーへ参加した事業者の中から、数名選定し事業期間中オンライン等にて支援すること。（月1回1時間程度）
- ・支援の際は、セミナー講師を同席させる等、より効果的に実施すること。

(3) 徳之島町みらい創り大賞（プレゼン大会）

- ・チャレンジする人材が登壇するプレゼン大会を実施すること。
- ・プレゼン大会では、賞金（総額3,000千円）を用意し、入賞者へ支給する。賞金は、令和7年度中に実施する事業への資金援助とする。
- ・大会当日の様子を参加できなかった方にも共有できるよう大会当日動画を制作すること

(4) オンラインコミュニティ構築

- ・関係人口の拡大と若年層のチャレンジ、移住、帰省のきっかけとなるオンラインコミュニティの構築（2月に1回程度開催）
- ・オンラインコミュニティでは、セミナー講師等も適宜参加いただける井戸端会議をイメージしている。

4. 成果品

本業務に基づく次の成果品を求める。成果品の納入は、業務の期間内に行うこと。

- ・ 委託業務終了後に実績報告書を提出すること（様式任意）
- ・ 事業実施の際使用したデジタルデータ一式
- ・ 事業検討の際に使用した資料データ
- ・ その他関係書類

5. 留意事項

- ・ 受託者は、本業務を行う上で得られた情報を許可なく第三者に開示してはならない。
- ・ 納入する成果品について全ての著作権（著作権法第 21 条から 28 条までをいう）を譲渡すること。ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等にかかる著作権等についてはこの限りでない。
- ・ 受託者は著作人格権を行使しないこと。
- ・ 事業検討の際に使用した資料データに第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。
- ・ 受託者は、本事業を円滑に進めるために、委託者と綿密な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、その都度委託者と十分協議した上、その指示に従うとともに、受託者は実施状況の報告を求められた場合は、適宜これに対応する。